・京都プリンスワイズメンズクラブ会則

本会則は国際憲法並びに日本区定款に基づいて造られたものである。

第一章 総則

(名称とモットー)

第1条

- 1. 本クラブは京都プリンスワイズメンズクラブと称し、ワイズメンズクラブ国際協会に加盟し其の会員 をワイズメン (Y'S MEN) という。
- 2. この会員のモットーは「強い義務感を持とう、義務は全ての権利に伴う」である。
- 3. 本クラブは木会則により活動しなければならない。
- 4. 本クラブはその助け手として、ワイズメンの夫人を会員とするワイズメネットクラブを設けることができる。

(事業目的)

- 第2条 本クラブの目的は次の通りである。
 - 1. 個人的にも又協同のわざとしても、その奉仕活動を通じてYMCAの活動を支援する。
 - 2. その他ワイズメンにふさわしい団体を支援する。
 - 3. 地域社会や国際的な問題にかかわり1党1派に偏しない正義をたえず追求する。
 - 4. 宗教・社会・経済・地域・国際などの諸問題について会員を啓発し、これに積極的に参加連帯させる。
 - 5. 健全な交友関係を作り出す。

(運営の原則)

第3条

- 1. 本クラブは特定の個人の利益を目的として、その事業を行なわない。
- 2. 本クラブは特定の政党のための政治活動の場としてはならない。

(事業)

- 第4条 本クラブは其の目的の達成のために次の各事業を行なう。
 - 1. 会員の個人的修練及び各地のワイズメンとYMCA会員相互の友好を深める行事の開催。
 - 2. YMCA に関する研究、並びに発達、改善に対する研究助成実施。
 - 3. 地域社会に対する奉仕及び青少年問題に関する事業。
 - 4. 国内・国外のワイズメンズクラブとの提携。
 - 5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第二章 会員及び会費

(会員の資格)

第5条

- 1. 会員は満20才以上の成人で、人種信仰、出身国等々の故に会員となり得ることを拒まれることはない。
- 2. 本クラブに入会を希望するものは京都プリンスワイズメンズクラブの運営に関する諸規定に基づく 所定の手続きによって入会し得る。

(会員の種類)

第6条 正会員 YMCAの会員であり、20才以上の成人でこのクラブの入会式をすませたもの。 (会員の職業分類)

第7条 本クラブは職業分類により、一業種2名を限度とし出来るかぎりの職域にわたるように努める。 (会費及び入会金)

第8条

- 1. 会員は入会に際し、入会金を納め、毎月所定の会費を納付しなければならない。
- 2. 会員は前項の他に京都YMCAの維持会費を納めなければならない。

(退会)

第9条

- 1. 退会を希望する会員は、会費納付等の義務を履行した上で退会願を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。
- 2. 退会を認められたものは、会長に退会願を提出した月までの会費納付等の義務を履行するとともに、ワイズメンズクラブ国際バッジを返還しなければならない。

(会員の失格及び除名)

- 第10条 会員が次の1つに該当する時は役員会の決議により除名できる。
 - 1. 定例会に正当な理由なく連続して3回欠席し、その理由を充分に説明しなかった場合。但し、メークアップした場合はこの限りではない。
 - 2. 会費納入の義務を履行しない場合。
 - 3. 本会の名誉を著しく傷つけ、その他会員として不適当と役員会で認めた場合。

第三章 会合

(例会)

- 第 11 条 本クラブは京都プリンスワイズメンズクラブ運営に関する諸規定の定めるところにより例会を開く。
 - 1. 毎月原則として2回第1、3水曜日午後7:00~9:00とする。
 - 2. 例会場は原則として京都宝ヶ池プリンスホテルとする。

(総会の種類)

- 第12条 総会は、定時総会と臨時総会の二種類とする。
 - 1. 定時総会は毎年7月・1月の年2回とする。
 - 2. 臨時総会は、会長が必要と認めた時、或いは3分の1以上の正会員が、会議の目的事項を示し請求したとき。尚、総会は会長が指名したものを議長とする。

(総会の成立)

第13条 総会の定足数は会員の3分の2以上とする。議決は出席会員の過半数をもって成立し、議長は賛 否同数の場合のみ表決に加わる。又、委任状は認めない。

(総会の議決事項)

- 第14条 次の事項は総会の議決を必要とする。
 - 1. 会則の改正・補足。
 - 2. 運営に関する諸規定の設定及び改正・廃止。
 - 3. 事業計画(収支予算の決定及び変更)。
 - 4. 事業報告書及び収支決算報告書の承認。
 - 5. 役員の選任。
 - 6. その他、特に重要な事項。

第四章 役員

(役員の種類と構成)

第15条 本会に次の役員をおく。会長・次期会長・直前会長・副会長2名・書記2名・会計2名・YMCAサービス/ASF事業委員長・IBC/YEEP事業委員長・BF/EF事業委員長・CS/TOF事業委員長・EMC事業委員長・ブリテン事業委員長・ドライバー事業委員長・ファンド事業委員長・その他必要に応じて設けられる特別事業委員長。

(役員の選出について)

第16条 役員の選出の方法に関しては別の定める規定による。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は毎年7月1日より、翌年6月30日迄として再選を妨げない。

(役員の任務)

第18条 会長は本会を代表し、会務を把握、遂行する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時は会務 を代行する。役員は会長を補佐し、会務を処理する。

(三役会)

第 19 条

- 1. 会長・副会長・書記・会計によって三役会を構成する。
- 2. 三役会は役員会の議決に基づき、これを執行する。
- 3. 三役会は円滑なクラブ運営を計るために会長が必要に応じて随時召集する。
- 4. 三役会は必要に応じて、他の事業委員長を随時召集することが出来る。

(役員会と召集)

第20条

- 1. 役員によって構成し、会務を議決する。
- 2. 役員会は会長により召集される。
- 3. 役員会は毎月一回定例に開き、必要な時に臨時に開くことが出来る。役員会の議長は会長が指名する。
- 4. 役員会は役員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。議長は賛否同数の場合のみ票決に加わる。
- 5. 役員会には会員の全てが自由に出席し、意見が述べられる。但し委員長の代理として出席した会員以外は議決権はない。
- 6. 直前会長は単なる引き継ぎにとどまらず、役員会で会長に対して体得したことの全てを伝える。

第五章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は7月1日に始まり翌年6月31日に終わる。

(収入)

第22条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、補助金、特別会費、その他の収入をもってこれにあてる。 (監査)

第23条 直前会長は本会会計年度末に報告される収支決算報告書を監査し、その監査結果を会員に報告しなければならない。

第六章 会則の改正

第24条 この会則は総会に於いて出席会員の3分の2以上の同意を以て改正・補足できる。但し事前に改正・補足案を全会員に通知する事を要す。

・運営に関する諸規定

第一章 総則

第1条 本クラブの運営についてはこの細則の定めるところに依る。

第二章 役員の選出方法

第2条

- 1. 次期会長は次々期会長が自動的に就任する。
- 2. 次々期会長候補者は次々期会長候補者選考委員会により推薦される。
- 3. 次々期会長候補者選考委員会の構成員は、現会長・直前会長・その前三代の元会長まで、計5名とする。
- 4. 次々期会長候補者は役員会に報告され、総会の承認を得て次々期会長となる。
- 5. 次期会長は、次年度の副会長・書記・会計・事業委員長を指名する。
- 6. 役員に欠員を生じた場合は三役会が指名し役員会の承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

第三章 役員の任務

- 第3条 会長は本クラブの総理としてなすべき全ての任務を果たす。
- 第4条 副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は会長の任務を代行する。
- 第5条 書記はクラブの会合と役員会の記録をとり、クラブの通信を担当し、例会出席の正確な記録をとり 作成し、他クラブ・所属する部、日本区並びに国際協会との連絡を行なう。クラブ活動の会報(ブリテン) の保管及び諸活動の写真等の保管。
- 第6条 会計は金銭の出納を成し、クラブ資金を保管する。又、年度末に収支決算報告書を作成し、監査を 受けた後に総会に提出する。
- 第7条 事業委員長は各委員会を把握し、事業の適切な運営を果たす。

第四章 事業委員会

- 第8条 本クラブは会則第一章第4条の定める事業を円滑に進める為に次の事業委員会を設ける。
 - 1. <u>YMCA サービス・ASF 事業委員会</u> 国際協会 YMC Aサービス・ASF 事業主任の指導の基に YMC Aの全ての委員会及び連絡主事と協動し YMC A運動の振興を計り、 又YMC A指導者育成のための 奨学金の募金、奨学生の推薦活動を行なう。
 - 2. <u>IBC·YEEP 事業委員会</u> 日本区の IBC·YEEP 事業主任の指導の基に海外兄弟クラブ、その他の海外クラブとの通信を成し青年子弟教育交換の計画をたて友好を増進し国際的理解を計るプログラムを遂行する。
 - 3. <u>BF·EF 事業委員会</u> 国際協会 BF·EF 事業主任の指導の基にブラザーフットファンド及びエンドーメントファンドの目的達成の為努力する。
 - 4. <u>CS·TOF 事業委員会</u> 国際協会 CS·TOFF 事業主任の指導の基に国内外を問わずコミュニティーサービス(社会奉仕)事業を推進すると共に Time of Fast 事業を行なう。
 - 5. <u>EMC 事業委員会</u> 国際 EMC 事業主任の指導の基にクラブ拡張・発展・会員増強・会員意識の高揚・クラブ維持存続についての研究及び活動を行なう。
 - 6. <u>ブリテン(会報)事業委員会</u> 内外を問わずワイズメンズクラブと YMCA の活動状況を的確にとらえ、 且つ会員相互の親睦に寄与する記事を編集し、毎月1回会報として発行する。尚、編集会議には会長・ 副会長・書記・会計が原則として参加する。
 - 7. <u>ファンド事業委員会</u> 奉仕活動に必要な資金の調達に関しての工夫と活動を行なう。但し、その資金の使途は、事業計画に基づき役員会に於いて決定する。
 - 8. ドライバー委員会
 - イ.例会やその他の会合で種々の計画やアイデアにより、その例会を盛り上げ会員間の親睦を計る。
 - 口.会場内のテーブル・椅子の配置・歌集・万国旗・ベルその他の会場の設営を行ない備品の管理を行なう。 ハ.例会にニコニコボックスを設けクラブ資金の調達の為の工夫と活動を行なう。但し、その資金の使途 は役員会において決定する。
 - 二.例会時に役員会の指示の基、募金及び献金の斡旋を行なう。
 - 9. 特別事業委員会 その他、本会の運営上特別に必要と認められた場合は会長がその委員会を構成することが出来る。
 - 10.特別事業委員会ではないが、本会事業の円滑な遂行の為にプロジェクトチーム(PT)を役員会の承認

を得て設けることが出来る。

第五章 集会

- 第9条 定例会の集合時間は6時45分までとする。臨時例会は会長が召集して全会員に通知して開かれる。
- 第10条 例会の運営は役員会の指示の基にドライバー委員会が行なうことを原則とする。

第六章 会員の入会

- 第11条 入会を希望するもの(会員候補者)は会員2名による推薦を得て、クラブによるオリエンテェーションを受けなければならない。
- 第12条 推薦者は会員候補者の推薦書兼登録書をEMC事業委員長に提出する。EMC事業委員長はEMC委員会で本会の会則に基づいて審査する。会員候補者が例会に2回以上(連続してが望ましい)出席した後、全会員に書面にて会員候補者の紹介をし、役員会に提出して役員会の承認を得る。
- 第13条 会長は入会決定者を入会式に出席させ、フィズメンスクラブ会則の目的達成に協力する旨の決意 表明を受理したあとワイズメンズクラブ国際バッジを授与して正式入会を認める。

第七章 慶弔

- 第14条 会員の慶弔に関しては次の通りとする。尚、慶弔を受けた会員は返礼を必要としない。
 - 1. 会員の結婚。
 - 2. 会員の子供誕生。
 - 3. 会員の死亡。
 - 4. 会員の配偶者の死亡。
 - 5. 会員の父母・子供の死亡。
 - 6. 会員の疾病、事故。
 - 7. 会員の災害その他の場合。
 - 8. その他役員会が必要と認めた場合。 緊急を要し役員会の開催決議を得る時間の余裕なき時は、会長は役員と協議して慶弔の方法を決定 できる。但し、次回の例会において報告すること。

第八章 接待費及び旅費

第15条 会長は支給方法を役員会に於いて協議し、決定後支給することが出来る。但し、次回の例会において報告すること。

第九章 自省の章

- 第16条 クラブ意識の低下として察せられる次のような場合は自らを省みるチャンスと判断し、自主的 に自らに制裁を加える精神でニュニュボックスに献金するか若しくは体を使い奉仕することにより 反省の色を態度で示すものとする。
 - 1. 無断欠席の場合。
 - 2. バッジを例会・特別例会の際に忘れた場合。
 - 3. 遅刻の場合。
 - 4. 提出を求められた書類を期限内に出さなかった場合。
 - 5. 緊急連絡を怠って著しく迷惑をかけた場合。
 - 6. その他、自主的な判断に基き他人に迷惑をかけたと思うとき。

第十章 細則の改正

第17条 この規定は総会で改正することが出来る。但し事前に改正案を全会員に通知することを要する。

• 付則

出席率に関する章

ワイズメンズクラブにとって例会出席は最大の関心事であり、出席なくしてクラブ意識の高揚もなくクラブの存在意義もない。クラブの個々が自らの出席率を高めるために全てに優先する努力を払わなければならない。何故ならば、全ての会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務がある。そして、クラブの運営の方向付けは例会の場において決まるからであるから、この点を充分に理解し個々に根強く浸透していくことが出席率向上の根本とも言え、クラブ発展の原動力になるからである。

- A. 出席状況の公表 出席奨励の方法として、ブリテン誌上に年1回個々の出席状況を掲載する。
- B. <u>出席率の算出</u> 全会員数でその出席人数を割り、小数点以下3位まで算出し、3位四捨五入した百分比(%)で表示する。第1·第2例会及び臨時例会の出席の場合を算定の基準とする。但し下記の場合は算定の基準に入れる。
 - イ. 区大会・部会・部評議会に出席した会員の場合。
 - 口. 内外の他クワブ例会に出席したことが届けられた場合。
 - ハ. 国際大会・アジア大会その他の国際的会合並びにYMCAの国際的会合に出席のため例会日に不在の場合。
 - ニ. 総会の承認を得たクラブ公式行事に参加した会員の場合。
 - ホ. 1ヵ月を越える長期の傷病等の理由により例会欠席理由が届けられ、役員会に於いて止むなき理由ありと認められた場合。
 - へ. 西日本区への出席率報告は、京都部の算定基準に基づく。メーキャップの対象期間は、前月例会の 翌日から、翌月例会の前日までの2ヶ月間とする。
- C. 京都プリンスワイズメンズクラブの出席率 200%表彰基準 欠席した例会日の1ヶ月前から1ヵ月後以内の2ヶ月間をメーキャップ対象期間とする。

区及び部役員への活動補助金支給の章

- 1. 下記に定める区及び部役員をクラブより輩出する際、該当者に補助金を支給する。
- 2. 補助金の支給は全額を期初に行い、万一任期途中で退任になった場合は残月分をクラブに返還しなければならない。
- 3. 補助金の支給原資は、一般会計より行なう。
- 4. 各補助金は支給書に受領サインを必要とするが、細目に関しては明細書を必要としない。
- 5. 各支給対象者はその任が終了時に、クラブに対して経験したノウハウをフィードバックしなくてはならない。
- 6. 支給範囲は下記の通りとする。
 - 西日本区

- 月)
ヶ月)
-月)
-月)
-月)

·京都部

部長 部三役 総 48,000 円(月当たり 7 千円×12 ヶ月) 本期部長 直前部長 2,000 円(月当たり 3.5 千円×12 ヶ月) 直前部長 36,000 円(月当たり 3 千円×12 ヶ月) 主査 36,000 円(月当たり 3 千円×12 ヶ月)

- 7. この規定は、2003年7月期以降に該当する場合、支給することとする。
- 2005 年 7 月 1 日 改正
- · 2004年1月21日 改正
- ・1992年6月3日 改正
- ・1992年6月3日 施行